# 防火管理者に係る各種届出様式について

防火管理者に係る各種届出様式は和歌山市消防局のホームページからもダウンロードできます。

### ● 様式ダウンロードを選択



### 2 防火・防災管理関係を選択



3 該当項目を選択



防火・防災管理関係 様式ダウンロード



## 1 防火・防災管理者選任・解任されたとき

防火・防災管理者に選任された者は、届出書によって<u>遅延なく</u>管轄の消防長又は消防署長に届け出る義務があります。 (消防法第8条)

選任された防火管理者は火災の予防及びその軽減のため、管理権原者の指示を受けて「防火管理に係る消防計画」の作成(又は見直し)を行わなければなりません。 (消防法施行令第3条の2)

1 防火・防災管理者選任(解任)届出書 2部

- (1) 防火・防災管理者選任 (解任) 届出書 (別記様式第1号の2の2)
- (2) 資格を証する書面の写し(防火管理講習修了証等)

## 必要な書類

#### 2 消防計画作成(変更)届出書 2部

- (1)消防計画作成(変更)届出書 (別記様式第1号の2)
- (2)消防計画の内容

## 消防計画について

消防計画は防火対象物における防火管理制度の基本方針として位置づけられます。

消防計画は建物ごとに規模や使用形態が異なるため、事業所ごとに必要に応じて考える必要があります。

消防計画は、火災予防に関すること、 災害発生時に行うことをあらかじめ定めたものです。 計画に定めるべき事項は消防法施行規則で決まって います。



消防計画ひな形



## ★消防計画に定めるべき項目(消防法施行規則第3条)★

自衛消防の組織について	防火管理上必要な教育について
火災予防上の自主検査・点検について	定期的な消防訓練の実施について
消防用設備等の点検・整備について	火災、地震発生時の消火・通報・避難について
避難施設の維持管理について	消防機関の連絡について
収容人員の適正管理について	その他防火管理に必要な事項

## 2 自衛消防訓練を行うとき

防火管理者を選任している建物(防火対象物)では、消防計画に基づき消防訓練を実施しなければなりません。 また、特定防火対象物においては、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施し、訓練を行う旨を<u>あらかじめ</u> 管轄の消防署に通報しなければなりません。(消防法施行規則第3条)

	必要な書類	自衛消防訓練計画書(別記様式第5号) <b>1部</b>			
		※届出に必要な部数は1部です。控えが必要な場合は2部ご用意ください。			
	受付方法	1	窓		管轄の消防署に提出(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)
		2	電子	申請	様式ダウンロードページ内にある <u>申請フォーム</u> から提出
		3	F A	X	管轄の消防署に自衛消防訓練通知書をFAXで送信



## 3 届出先について

1 防火対象物の防火管理者に係る届出先は管轄の消防署に届出ていただく必要があります。

届出先	地区名				
中消防署	城北地区、本町地区、雄湊地区、中之島地区、宮北地区、新南地区、広瀬地区、大新地区、芦原地区、吹上地区、砂山地区、今福地区				
南分署	高松地区、宮前地区、雑賀地区、雑賀崎地区、田野地区、和歌浦地区、名草地区、三田地区、安原地区				
東消防署	四箇郷地区、宮地区、西和佐地区、和佐地区、小倉地区、岡崎地区、西山東地区、東山東地区				
北消防署	当市大学 。				
紀伊分署	楠見地区、有功地区、直川地区、紀伊地区、山口地区、川永地区				

#### 2 消防署の位置

届出先	住所	電話/ファッス
中消防署	和歌山市八番丁 12 番地	電話:073-432-0119/fax: 073-432-0981
南分署	和歌山市和歌浦東 1 丁目 1 番 13 号	電話:073-444-0119/fax: 073-444-0577
東消防署	和歌山市鳴神 1059 番地 6	電話:073-473-0119/fax: 073-473-0363
北消防署	和歌山市狐島 645 番地 3	電話:073-452-0119/fax: 073-452-3946
紀伊分署	和歌山市弘西 1101 番地 2	電話:073-461-0119/fax: 073-461-6587